

## Ⅲ－14 田尻水道事業編

1	田尻水道事業の概要	——	189
2	原水及び水道水の水質状況、水質管理上の留意点	——	191
3	水質検査地点、水質検査項目及び検査頻度	——	191

## 1. 田尻水道事業の概要

田尻水道事業では、全量を水道用水供給事業から受水し、給水しています。

### (1) 給水状況

表 1 給水状況（令和 6 年度）

給 水 人 口	8,431 人（令和 7 年 3 月末現在）
普 及 率	100%
給 水 戸 数	3,862 戸（令和 7 年 3 月末現在）
年 間 給 水 量	1,084,000 m <sup>3</sup>
一 日 最 大 給 水 量	3,262 m <sup>3</sup> （令和 6 年 5 月 21 日）
一 日 平 均 給 水 量	2,970 m <sup>3</sup>
一 人 一 日 給 水 量	352 L

### (2) 配水系統及び給水区域

配水系統図は図 1、給水区域は図 2 のとおりです。

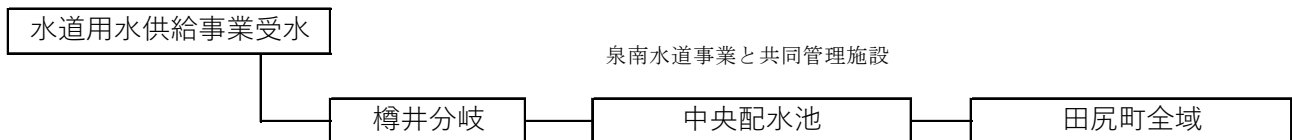


図 1 配水系統図

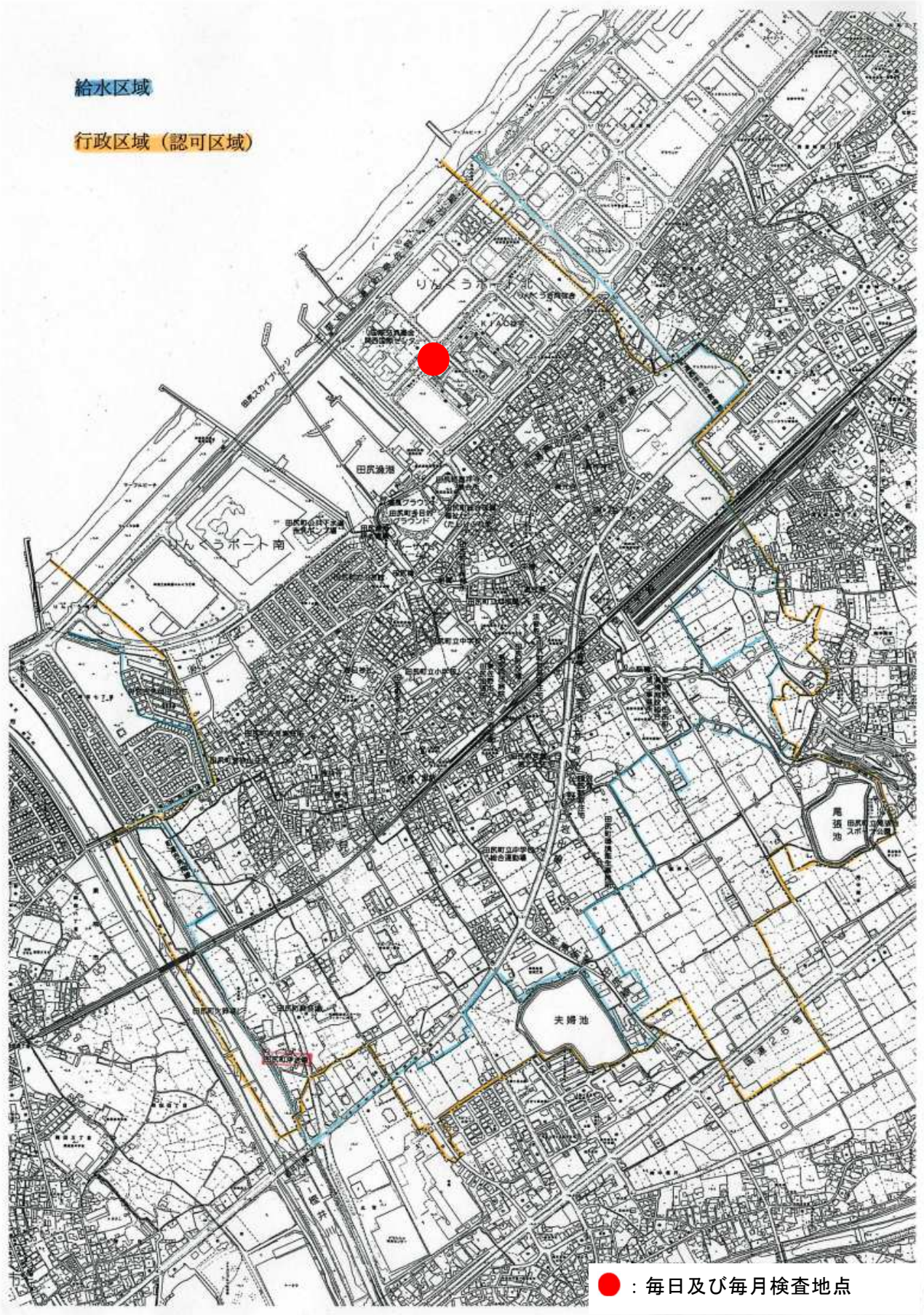


図2 給水区域図

## 2. 原水及び水道水の水質状況、水質管理上の留意点

### (1) 水道用水供給事業からの受水の状況

水道用水供給事業では、全量を高度浄水処理水として供給しており、すべての水道水質基準項目について基準値を満足しています。

### (2) 水道水の水質状況

全量を水道用水供給事業から受水しており、すべての水道水質基準項目について基準値を満足しています。水質は良好な状態ではありますが、安心して水道水をお使いいただけるように、より安全な水質管理に努めます。

## 3. 水質検査地点、水質検査項目及び検査頻度

### (1) 検査地点（図1、図2及び表2参照）

水道法第20条第1項（水道法施行規則第15条）の規定により行う水質検査地点は、給水栓を原則とし、供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定します。

#### 1) 毎日検査

町内1か所の給水栓において実施します。

#### 2) 毎月検査

町内1か所の給水栓において実施します。

表2 検査地点

	検査地点	毎日及び毎月検査
給水区域	田尻町内給水栓	●

### (2) 水質検査項目及び検査頻度

#### 1) 毎日検査

法令に基づき、1日1回の頻度で、色、濁り、消毒の残留効果(遊離残留塩素)の確認を行います。

#### 2) 毎月検査

各検査地点における検査項目及び検査頻度については、表3のとおりです。

受水する水道水については、原水と位置づけて水道水質基準項目の検査を少なくとも年1回実施することとされており、水道用水供給事業が行う近傍の水質検査結果を活用することが可能です。そのため、岬分岐の結果を活用します。

表3 水質基準項目及び検査頻度 給水栓

番号	項目	基準値 (mg/L)	法令及び通知に 基づく 検査頻度	過去3年間の最高値 <sup>*1</sup>		検査頻度(回/年)	
				代替地点	給水栓	代替地点	給水栓
				泉北浄水池・ 流出	田尻町内	泉北浄水池・ 流出	田尻町内
基01	一般細菌	100集落以下/mL	年12回	—	0	—	12
基02	大腸菌	検出されないこと		—	検出せず	—	12
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	年4回	<0.0003	—	(4)	— <sup>*2*3</sup>
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下		<0.00005	—	(4)	— <sup>*2*3</sup>
基05	セレン及びその化合物	0.01以下		<0.001	—	(4)	— <sup>*2*3</sup>
基06	鉛及びその化合物	0.01以下	年4回	—	<0.001	—	1 <sup>*2</sup>
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下	年4回	<0.001	—	(4)	— <sup>*2*3</sup>
基08	六価クロム化合物	0.02以下	年4回	—	<0.002	—	1 <sup>*2</sup>
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下	年4回	<0.004	—	(4)	— <sup>*2*3</sup>
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	年4回	—	<0.001	—	4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	年12回	—	1.26	—	12
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	年4回	0.11	—	(4)	— <sup>*2*3</sup>
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	年4回	<0.1	—	(4)	— <sup>*2*3</sup>
基14	四塩化炭素	0.002以下		<0.0002	—	(4)	— <sup>*2*3</sup>
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下		<0.005	—	(4)	— <sup>*2*3</sup>
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下		<0.004	—	(4)	— <sup>*2*3</sup>
基17	ジクロロメタン	0.02以下		<0.002	—	(4)	— <sup>*2*3</sup>
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下		<0.001	—	(4)	— <sup>*2*3</sup>
基19	トリクロロエチレン	0.01以下		<0.001	—	(4)	— <sup>*2*3</sup>
基20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン 酸)(PFOS)及びペルフルオロオクタン 酸(PFOA)	0.00005以下	—	—	(4)	— <sup>*3</sup>	
基21	ベンゼン	0.01以下	年4回	<0.001	—	(4)	— <sup>*2*3</sup>
基22	塩素酸	0.6以下		—	0.12	—	4
基23	クロロ酢酸	0.02以下		—	<0.002	—	4
基24	クロロホルム	0.06以下		—	0.016	—	4
基25	ジクロロ酢酸	0.03以下		—	0.005	—	4
基26	ジブromクロロメタン	0.1以下		—	<0.01	—	4
基27	臭素酸	0.01以下		—	0.005	—	4
基28	総トリハロメタン	0.1以下		—	0.04	—	4
基29	トリクロロ酢酸	0.03以下		—	0.004	—	4
基30	ブromジクロロメタン	0.03以下		—	0.013	—	4
基31	ブromホルム	0.09以下		—	<0.009	—	4
基32	ホルムアルデヒド	0.08以下		—	<0.008	—	4
基33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	年4回	—	<0.1	—	1 <sup>*2</sup>
基34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	年4回	—	<0.02	—	1 <sup>*2</sup>
基35	鉄及びその化合物	0.3以下	年12回	—	<0.03	—	12
基36	銅及びその化合物	1.0以下	年4回	—	<0.1	—	1 <sup>*2</sup>
基37	ナトリウム及びその化合物	200以下	年4回	17.9	—	(4)	— <sup>*2*3</sup>
基38	マンガン及びその化合物	0.05以下	年12回	—	<0.005	—	12
基39	塩化物イオン	200以下		—	21.8	—	12
基40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	年4回	44.3	—	(4)	— <sup>*2*3</sup>
基41	蒸発残留物	500以下		109	—	(4)	— <sup>*3</sup>
基42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	年4回	<0.02	—	(4)	— <sup>*2*3</sup>
基43	ジェオスミン	0.00001以下	発生時期に月1回	—	<0.000001	—	1 <sup>*4</sup>
基44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下		—	<0.000001	—	1 <sup>*4</sup>
基45	非イオン界面活性剤	0.02以下	年4回	<0.002	—	(4)	— <sup>*2*3</sup>
基46	フェノール類	0.005以下	年4回	<0.0005	—	(4)	— <sup>*2*3</sup>
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	年12回	—	0.9	—	12
基48	pH値	5.8~8.6		—	7.3~7.9	—	12
基49	味	異常でないこと		—	異常なし	—	12
基50	臭気	異常でないこと		—	異常なし	—	12
基51	色度	5度以下		—	<0.5	—	12
基52	濁度	2度以下		—	<0.1	—	12

- \* 1 令和年4年4月から令和7年3月までの3年間の最高値を指します。ただし、pH値は最低値～最高値で表記します。
- \* 2 水道法では、過去3年間の当該事項の検査結果がすべて基準値の5分の1以下の場合、検査頻度を1年に1回以上、10分の1以下の場合、3年に1回以上とすることが可能ですが、10分の1以下の場合であっても継続的な水質評価の観点から年1回検査を行います。
- \* 3 水道法により送配水施設内で濃度上昇がない項目については、給水栓から浄水場出口、受水地点及び配水場などの起点に遡って検査すること（地点代替）が可能です。そのため、当該項目については、水道用水供給事業の泉北浄水池・流出の結果を活用します。なお、代替地点に記載の括弧内の検査頻度は水道用水供給事業で実施している検査回数を表記しています。
- \* 4 水道法では、水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、検査を行う必要がないことが明らかである期間は検査を行わなくてもよいとされていますが、その場合であっても年1回検査を行います。



水質検査計画 田尻水道事業編に対するご意見・ご質問は…

大阪広域水道企業団 泉南地域水道センター  
電話：072-482-6551 FAX：072-482-1469  
住所：〒590-0521 大阪府泉南市樽井737